

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	工具センタからの借用物品（非接触温度計）の返却時、当該温度計検出部カバーの紛失が認められたため、対応検討	D	
2	3号機	屋外復水脱塩装置用硫酸ポンプ（A）点検において、ポンプ出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	3号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（B）室暖房用蒸気ユニットヒータ（13）の凝縮水戻り配管保温材部（3箇所）から水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	高圧復水ポンプ（B）カップリング側温度検出器用フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
5	3号機	高圧復水ポンプ（A）入口圧力計元弁の操作ハンドルに破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	原子炉補機冷却系排ガス冷凍設備（B）出口元弁に動作不良（開固着により全閉不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	5号機	換気空調系消火ポンプ室排気ダンパ点検において、ルーバーに動作不良（固着）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	6号機	事故後サンプリング制御盤点検において、起動用押しボタンスイッチに接点不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
9	6号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器冷凍機（A）点検において、膨張弁（電磁弁）に絶縁不良が認められたため、当該弁を交換	D	
10	6号機	主タービンバイパス弁蒸気供給配管ドレン水位計検出用フロートの浸透探傷検査において、表面溶接部に指示模様が認められたため、当該フロートを交換	D	
11	6号機	原子炉再循環ポンプ（B）温度記録計に指示不良（駆動用電動機上部ガイド軸受部温度の乱点）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
12	その他	福島県相双地方振興局に提出した「火薬類譲受・消費許可申請書」において、ほう酸水注入系等に使用している爆破弁用火薬設置場所・保管場所等を示す添付図面に誤記が認められたため、当該申請書の添付図面を差替え	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで